

理事会議事録

期 日 令和3年7月5日（月）

会 場 Web会議により開催

鹿児島県国民健康保険団体連合会

署 名 者

理 事 長

(指宿市長)

豊 為 恒 男



理 事

(伊佐市長)

橋 本 欣 也



理 事

(屋久島町長)

荒 木 耕 治



理事会議事録

1. 開催日時

令和3年7月5日 午後1時20分～2時50分

2. 開催場所

Web会議により開催

3. 出席者・議長等

○理事会議員定数：11人

○出席者：7人

豊留 理事長（指宿市長）
西平 副理事長（阿久根市長）
橋本 理事（伊佐市長）
本坊 理事（南さつま市長）
荒木 理事（屋久島町長）
伊集院 理事（大和村長）
久木田 常務理事（国保連合会常務理事）

○欠席者：4人

川添 副理事長（長島町長）
朝山 理事（奄美市長）
伊地知 理事（和泊町長）
池田 理事（県医師国民健康保険組合理事長）

○議長：豊留 理事長（指宿市長）

○議事録署名者：豊留 理事長（指宿市長）、橋本 理事（伊佐市長）、
荒木 理事（屋久島町長）

4. 議事

【報告事項】

報告 第7号 診療報酬審査支払特別会計経理規則の一部改正について

〃 第8号 事務局組織規程の一部改正について

〃 第9号 手数料規程の一部改正について

〃 第10号 診療報酬審査支払規則の一部改正について

〃 第11号 令和2年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（6回）について

〃 第12号 弾力条項（令和2年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について

- 報 告 第 13 号 弾力条項（令和 2 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計）の適用
について
- 〃 第 14 号 弾力条項（令和 2 年度介護保険事業関係業務特別会計）の適用について
- 〃 第 15 号 弾力条項（令和 2 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計）の適用について
- 〃 第 16 号 令和 3 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について

【議決事項】

- 役議案 第 11 号 財務規程の一部改正について
- 〃 第 12 号 口腔検診データ入力等業務に係る事務処理規則の一部改正について
- 〃 第 13 号 処務規程の一部改正について
- 〃 第 14 号 通常総会の開催について
- 議 案 第 20 号 鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について
- 〃 第 21 号 手数料規程の一部改正について
- 〃 第 22 号 保健事業保険者等支援事業規則の一部改正について
- 〃 第 23 号 令和 2 年度事業報告の認定について
- 〃 第 24 号 令和 2 年度一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 第 25 号 令和 2 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 第 26 号 令和 2 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 第 27 号 令和 2 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 第 28 号 令和 2 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 第 29 号 令和 2 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 第 30 号 令和 2 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 財産目録について

監査報告 (大崎町 東町長)

- 議 案 第 31 号 財産の処分（令和 3 年度）について
- 〃 第 32 号 令和 3 年度一般会計歳入歳出予算補正について
- 〃 第 33 号 令和 3 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（2 回）について
- 〃 第 34 号 令和 3 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について
- 〃 第 35 号 令和 3 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算補正について
- 〃 第 36 号 令和 3 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について
- 〃 第 37 号 令和 3 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について
- 〃 第 38 号 令和 3 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について
- 〃 第 39 号 役員の改選について

5. 理事会の議事の経過の要領及びその結果

(1) 成立・開会宣言

出席者の音声と映像が即座に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできることを確認した。

理事 11 人中 7 人出席があり、定数の半分以上が出席していることを事務局から報告。

(2) 主催者あいさつ

【豊留理事長】

皆さんこんにちは。理事長の指宿市長豊留でございます。

本日は、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

かねてから皆様方には、本会の業務運営につきまして、格別な御理解・御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、コロナ禍で経験の無いような生活の制限がされるようになって1年半ほどが経ち、ようやく住民の安心・安全を守るための新型コロナワクチン接種が始まっています。関連情報の把握に始まり、接種体制の整備、住民への周知など、様々な御苦勞がある中で進められているものと考えています。最近では、県内も感染者が減少傾向にあり、7月に入り、警戒基準ステージ2に引き下げられました。このまま、ワクチンの接種が若い世代にも進み、一日も早くコロナ禍が終息することを願うばかりでございます。

さて、国においては、6月11日に改正健保関連法が公布され、生涯を通じた予防・健康づくりに向けて、健診情報等の活用による効率的・効果的な保健事業を推進していくため、来年1月から40歳未満の者に係る事業主健診等の結果が事業者等から提供される仕組みや被用者保険の保険者等と後期高齢者医療広域連合間の健診等情報の提供についても整備されることとなりました。

また、骨太方針2021が6月18日に閣議決定され、社会保障分野においては、医療費適正化の取組を都道府県国保運営方針の必須記載事項として推進すること、審査支払機関改革を含むデータヘルスの取組について、工程表を踏まえた改革を着実に推進すること、また、審査支払機関の業務運営の基本理念・目的に医療費適正化を記載することなどが盛り込まれました。

これらの動向を踏まえながら、本会においても保険者のニーズに沿った支援に

努め、保険者並びに関係機関との連携を密にしながら円滑な業務運営に向けてさらなる取組を進めてまいります。

なお、5月25日に急遽Webにて開催しました臨時理事会で御決議いただいた、国保総合システムの次期更改時に生じる掛かり増し費用等に対する財政支援についての要望を、地方6団体及び後期高齢者医療広域連合に対し、各団体それぞれの国への要望事項の重要項目として取り上げていただくために、久木田常務理事に要望活動を行っていただきました。また、先週には、国保中央会の総会における緊急決議に併せて、鹿児島県独自で森山先生、園田先生をはじめ、地元選出国會議員に対して要請活動を行っていただいております。

今後、来年度の国の予算編成に向け、さらに取組を重ねていく必要があると考えていますので、理事の皆様方の御協力もよろしく申し上げます。

さて、本日の理事会は、専決処分された報告事項、令和2年度事業報告及び決算関係、令和3年度予算補正等についてでございます。盛りだくさんの内容ではございますけれども、どうぞ御協議の程、よろしくお願い申し上げます。

(3) 議長選出

規約第32条の規定により、豊留理事長が議長に選出された。

(4) 議事録署名者氏名

規約第35条の規定により、橋本伊佐市長及び荒木屋久島町長が、議事録署名者に選任された。

(5) 議案及びその審議状況

【議長（豊留理事長）】

御指名がありましたので議長職をつとめさせていただきます。

本日の附議事項は、来る7月26日開催を予定しております通常総会に提案いたします令和2年度決算及び令和3年度予算補正等、理事会議決事項などがございます。

なお、本日御提案申し上げます議案等については、去る6月25日に開催されました理事及び監事選出の保険者の主管課長等で構成される幹事会において、協議いただいておりますことを申し添えておきます。

本日は、事前に事務局から送付しております理事会議案と、令和2年度各会計歳入歳出決算並びに令和3年度各会計歳入歳出予算補正については、一部A3版の「総括表」に基づき御説明申し上げ、御協議いただく方法で議案の協議を進めてまいりますので、御審議の程よろしくお願い申し上げます。

なお、採決にあたりましては、可決の要件を確認できるよう挙手にて行わせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、Web上での議事となりますので、音声や映像などに不具合が起きた場合にも、挙手にてお知らせください。

次に、本日の議事録署名者を当席から御指名申し上げたいと存じますが、差し支えございませんか。

(異議なし)

御異議が無いようですので、伊佐市長の橋本理事さん、屋久島町長の荒木理事さんのお二人を御指名申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

まず、報告事項ですが、専決処分がなされた規程等の改正・予算補正・弾力条項の適用でありますので、報告第7号から第16号の10件を、一括して審議することにしたいと思っておりますが差し支えございませんか。

差し支えない場合は、挙手にてお知らせください。

(挙 手)

御異議が無いようですので、報告第7号「診療報酬審査支払特別会計経理規則の一部改正について」から、報告第16号「令和3年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について」までを一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

報告第7号～16号（一括審議）

（報告第7号 診療報酬審査支払特別会計経理規則の一部改正について）

事務局：

A4の理事会資料を御用意ください。

1ページをお開きください。

報告第7号は診療報酬審査支払特別会計経理規則の一部改正についてでございます。

診療報酬審査支払特別会計経理規則（昭和47年規則第49号）の一部を改

正する規則について、鹿児島県国民健康保険団体連合会規約第 33 条第 2 項の規定に基づき専決処分させていただきましたので、同条第 3 項の規定に基づき報告するものでございます。

3 ページをお開きください

専決理由でございますが新型コロナウイルスワクチンの接種費用（住民票所在地以外）の請求・支払事務について、事業の開始時期に合わせて円滑かつ着実に実施する必要があったため、早急に所要の改正をさせていただいたものでございます。

6 ページをお開きください。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

右が改正前で左が改正後でございます。

新型コロナワクチン接種事業に対応するためアンダーラインの文言を加えたものでございます。

附則、この規則は、令和 3 年 3 月 11 日から施行するものでございます。

(報告第 8 号 事務局組織規程の一部改正について)

事務局：

7 ページをご覧ください。

報告第 8 号は事務局組織規程の一部改正についてでございます。

専決処分させていただきましたので報告するものでございます。

9 ページをお開きください。

専決理由でございますが報告第 7 号と同様でございます。

13 ページをお開きください。

新型コロナワクチン接種事業に対応するためアンダーラインの文言を加えたものでございます。

附則、この規程は、令和 3 年 4 月 15 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

(報告第 9 号 手数料規程の一部改正について)

事務局：

15 ページをお開きください。

報告第 9 号は「手数料規程の一部改正について」でございます。

専決処分させていただきましたので報告するものでございます。

17 ページをお開きください。

専決理由でございますが報告第 7 号と同様でございます。

20 ページをお開きください。

新型コロナワクチン接種事業に対応するためアンダーラインの文言を加えたものでございます。

附則、この規程は、令和3年4月15日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。

(報告第10号 診療報酬審査支払規則の一部改正について)

事務局：

21 ページをご覧ください。

報告第10号は「診療報酬審査支払規則の一部改正について」でございます。

専決処分させていただきましたので報告するものでございます。

23 ページをお開きください。

専決理由でございますが押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部が改正されたことから、早急に所要の改正をさせていただいたものでございます。

26 ページをお開きください。

押印廃止に伴いアンダーラインの「保険医療機関名簿等により、氏名等を照合し、保険医療機関等が提出したものであることを確認する。」を加えたものでございます。

附則、この規則は、令和3年4月2日から施行し、令和3年4月審査から適用するものでございます。

(報告第11号 令和2年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正(6回)について)

事務局：

27 ページをご覧ください。

報告第11号は令和2年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正(6回)についてでございます。

専決処分させていただきましたので報告するものでございます。

29 ページをお開きください。

専決理由でございますが令和3年4月から新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業における請求支払業務を市町村から受託することから、令和2年度中にシステム改修等を実施する必要があったため、早急に所要の補正をさせていただいたものでございます。

31 ページをお開きください。

補正額は、歳入、歳出ともに、431 万 9 千円でございます。

32 ページをお開きください。

事項別明細書の歳入でございます。

2 款国庫支出金 431 万 9 千円を、新型コロナワクチン接種体制確保事業として国から受け入れ、33 ページの歳出で同額を人件費、システム改修などに充てるため補正させていただいたものでございます。

(報告第 12 号 弾力条項 (令和 2 年度診療報酬審査支払特別会計) の適用について)

事務局：

35 ページをお開きください。

報告第 12 号は弾力条項の適用についてでございます。

弾力条項については、本会規約で、「理事長は、特別会計のうち、業務勘定の一部の科目や支払勘定で、事業等の費用の増加等により予算額に不足が生じた場合は、地方自治法第 218 条第 4 項の規定に準じて弾力条項を適用し、増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる」と定めているところですが、令和 2 年度に、報告第 12 号から 15 号までの各会計において、適用させていただきましたので、報告するものでございます。

37 ページをお開きください。

令和 2 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算に、連合会規約第 47 条の 2 第 1 号の規定に基づき弾力条項を適用させていただきましたので報告するものでございます。

専決理由でございますが診療報酬審査支払特別会計(業務勘定)において、医療給付費等の返還金に伴う保険者間調整に係る請求額の増により、受入金及び支出金に予算不足が生じたため、所要の補正をさせていただいたものでございます。

39 ページをお開きください。

補正額は、歳入、歳出ともに 744 万 9 千円でございます。

40 ページをお開きください。

事項別明細書の歳入でございます。

8 款諸収入 744 万 9 千円は資格過誤に伴う保険者間の調整のための費用を受け入れ、41 ページの歳出の諸支出金でそれぞれ振替先保険者へ支払うために補正させていただいたものでございます。

(報告第 13 号 弾力条項 (令和 2 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計) の適用について)

事務局：

43 ページをお開きください。

報告第 13 号は、「弾力条項の適用について」でございます。

令和 2 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計において、弾力条項を適用させていただきましたので、報告するものでございます。

45 ページをお開きください。

専決理由でございますが、各市町村が定めた健診に係る単価の増額により特定健診機関への支出金に予算不足が生じたので、所要の補正をさせていただいたものでございます。

47 ページをお開きください。

後期高齢者健康診査等費用支払勘定です。

予算補正額は、歳入歳出ともに、515 万千円でございます。

48 ページ、49 ページは、その事項別明細書でございます。

歳入で、市町村から受け入れ、歳出で同額を健診機関に支払うものでございます。

(報告第 14 号 弾力条項 (令和 2 年度介護保険事業関係業務特別会計) の適用について)

事務局：

51 ページをお開きください。

報告第 14 号は、「弾力条項の適用について」でございます。

令和 2 年度介護保険事業関係業務特別会計において弾力条項を適用させていただきましたので、報告するものでございます。

53 ページをお開きください。

専決理由でございますが、介護給付費等支払勘定において、介護給付費等の増加により請求事業者への支出金に予算不足が生じたので所要の補正をさせていただいたものでございます。

55 ページをお開きください。

介護給付費等支払勘定の予算補正額は、歳入、歳出ともに 38 億 5,653 万 7 千円でございます。

56 ページ、57 ページは、その事項別明細書でございます。

歳入で保険者から受け入れ、歳出で同額を請求事業者へ支払うものでございます。

(報告第 15 号 弾力条項 (令和 2 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計) の適用について)

事務局 :

59 ページをお開きください。

報告第 15 号は、「弾力条項の適用について」でございます。

令和 2 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計において弾力条項を適用させていただきましたので、報告するものでございます。

61 ページをお開きください。

専決理由でございますが、障害介護給付費支払勘定において、障害介護給付費の増加により指定事業者への支出金に予算不足が生じたので所要の補正をさせていただいたものでございます。

63 ページをお開きください。

障害介護給付費等支払勘定の予算補正額は、歳入、歳出ともに 11 億 6,058 万 4 千円でございます。

64 ページ、65 ページは、その事項別明細書でございます。

歳入で保険者から受け入れ、歳出で同額を請求事業者へ支払うものでございます。

(報告第 16 号 令和 3 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について)

事務局 :

67 ページをお開きください。

報告第 16 号は令和 3 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正についてでございます。

専決処分させていただきましたので報告するものでございます。

69 ページをお開きください。

専決理由ですが令和 3 年 4 月から新型コロナウイルスワクチン接種事業における請求支払業務を市町村から受託したことから、所要の補正をさせていただいたものでございます。

71 ページをお開きください。

業務勘定でございます。

補正額は、歳入、歳出ともに 5,490 万円でございます。

72 ページをお開きください。

事項別明細書の歳入でございます。

1 款手数料 4 項事務費 3 目新型コロナウイルスワクチン接種事務費 5,490 万円を科目新設して市町村から受け入れ、73 ページの歳出で 1 款総務費 1 項審査支払管理費 6 目新型コロナウイルスワクチン接種事業費 5,213 万 5 千円を、人件費やパンチ手数料の委託料などに充てるため科目新設して補正し、残額を予備費で調整させていただいたものでございます。

74 ページをお開きください。

抗体検査等費用に関する支払勘定でございます。

補正額は、歳入、歳出ともに4億1,717万8千円でございます。

75 ページでございます。

事項別明細書の歳入でございます。

1 款抗体検査等費用受入金 2 目新型コロナウイルスワクチン接種費用受入金 4 億 1,717 万 8 千円は、市町村から接種費用を科目新設して受け入れ、76 ページでございます 1 款抗体検査等費用支出金 2 目新型コロナウイルスワクチン接種費用支出金は、歳入と同額を接種機関に支払うために科目新設して補正させていただいたものでございます。

以上でございます。

【議長（豊留理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

御質疑がある場合は挙手にてお知らせのあと、マイクをオンにしてください。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、報告第7号から報告第16号は、いずれも原案どおり決定することといたします。

次は議決事項でございます。

役議案第11号から役議案第13号までは、規程等の改正等ですので、一括して審議することにしたいと思っておりますが、差し支えございませんか。

差し支えない場合は、挙手にてお知らせください。

（ 挙 手 ）

御異議が無いようですので、役議案第11号「財務規程の一部改正について」から、役議案第13号「処務規程の一部改正について」までの3件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

〔議決事項〕

役議案第11号～13号（一括審議）

（役議案第11号 財務規程の一部改正について）

事務局：

77 ページをお開きください。

役議案第 11 号は、「財務規程の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、鹿児島県後期高齢者医療広域連合の事業名称変更に合わせて文言の整理を行うため、所要の改正をしようとするものでございます。

本会では、令和 2 年度から、広域連合からの受託により「口腔検診データ入力等業務」を実施しておりますが、事業名称の「検診」の標記に変更があったことから、事業に係る規程等について変更するものでございます。

80 ページをお開きください。

アンダーラインの部分を改めるものでございます。

改正前の「検診」（きへんの検診）は、特定の病気かどうか診察するもので、例えば「乳がん検診」や「胃の集団検診」などがあり、改正後の「健診」（にんべんの健診）は、総合的な健康診断のことで、「定期健診」や「乳幼児健診」などがあります。

附則、この規程は、令和 3 年 7 月 5 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

(役議案第 12 号 口腔検診データ入力等業務に係る事務処理規則の一部改正について)

事務局：

81 ページをお開きください。

役議案第 12 号は、「口腔検診データ入力等業務に係る事務処理規則の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、役議案第 11 号と同様でございます。

84 ページをお開きください。

題名及び規則中のアンダーラインの部分を改めるものでございます。

附則、この規則は、令和 3 年 7 月 5 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

(役議案第 13 号 処務規程の一部改正について)

事務局：

87 ページをご覧ください。

役議案第 13 号は、「処務規程の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、特定健診等関連の請求支払関連帳票等の保存期間について明記し、その他文言の整理を行うため、所要の改正をしようとするものでございます。

91 ページをお開きください。

別表第 1 保存文書の編集項目、「記号 4 台帳」に「特定健康診査等機関」「永久」を追加するなど、91 ページから 92 ページのアンダーライン部分を改めるものでございます。

附則、この規程は、令和3年7月5日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

【議長（豊留理事長）】

ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。
御質疑がある場合は挙手にてお知らせのあと、マイクをオンにしてください。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第11号から役議案第13号はいずれも原案どおり決定することといたします。

次に、役議案第14号「通常総会の開催について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

役議案第14号

（役議案第14号 通常総会の開催について）

事務局：

93ページをお開きください。

役議案第14号は、「通常総会の開催について」でございます。

日時は、令和3年7月26日（月）午後1時30分から会場は、鹿児島県市町村自治会館4階401号室でございます。

報告事項は7件で、議決事項は20件の令和2年度の事業報告及び決算に伴うもの、令和3年度予算補正など94ページまでお示しのとおりでございます。

以上でございます。

【議長（豊留理事長）】

ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。
御質疑がある場合は挙手にてお知らせのあと、マイクをオンにしてください。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第 14 号は原案どおり決定することといたします。

ここから総会の議決事項として理事会から提出する議案について御審議をお願いいたします。

議案第 20 号から議案第 22 号までは、規約等の改正等ですので、一括して審議することにしたいと思いますが、差し支えございませんか。

差し支えない場合は、挙手にてお知らせください。

(挙 手)

御異議が無いようですので、議案第 20 号「鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について」から、議案第 22 号「保健事業保険者等支援事業規則の一部改正について」までの 3 件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

議案第 20 号～22 号（一括審議）

(議案第 20 号 鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について)

事務局：

95 ページをお開きください。

議案第 20 号は、「鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、先ほどの役議案第 11 号と同様で、鹿児島県後期高齢者医療広域連合の事業名称変更に合わせて文言の整理を行うため、所要の改正をしようとするものでございます。

98 ページをお開きください。

第 47 条の 2 第 5 号中、アンダーラインの部分を改めるものでございます。

附則、この規約は、令和 3 年 7 月 26 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

(議案第 21 号 手数料規程の一部改正について)

事務局：

99 ページをご覧ください。

議案第 21 号は、「手数料規程の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、議案第 20 号と同様でございます。

102 ページをお開きください。

第 2 条第 25 号中、アンダーラインの部分を改めるものでございます。

附則、この規程は、令和 3 年 7 月 26 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

(議案第 22 号 保健事業保険者等支援事業規則の一部改正について)

事務局：

103 ページをご覧ください。

議案第 22 号は、「保健事業保険者等支援事業規則の一部改正について」
でございます。

提案理由でございますが、令和 3 年度から鹿児島県後期高齢者医療広域連
合が、新医療費分析システムを使用することに伴い、システムの安定稼働に
必要な運用経費を新たに鹿児島県後期高齢者医療広域連合に負担を求めるこ
とから、所要の改正をしようとするものでございます。

106 ページをお開きください。

これまで、広域連合からは、KDB システム等負担金のみを負担いただい
ておりましたが、今回、新医療費分析システム負担金につきましても他の保
険者同様に、負担いただくことにより、アンダーラインのとおり改めるもの
でございます。

附則、この規則は、令和 3 年 7 月 26 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日か
ら適用するものでございます。

以上でございます。

【議長（豊留理事長）】

ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。

御質疑がある場合は挙手にてお知らせのあと、マイクをオンにしてください。

(な し)

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいで
しょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 20 号から議案第 22 号は原案どおり決定することと
いたします。

次は、令和 2 年度決算関係です。

議案第 23 号から議案第 30 号までは、それぞれ関連がありますので、一括して
審議することにしたいと思いますが、差し支えございませんか。

差し支えない場合は、挙手にてお知らせください。

(挙 手)

御異議が無いようですので、議案第 23 号「令和 2 年度事業報告の認定につい
て」から、議案第 30 号「令和 2 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入
歳出決算の認定について」までの 8 件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

(議案第 23 号 令和 2 年度事業報告の認定について)

事務局：

109 ページをお開きください。

議案第 23 号は、「令和 2 年度事業報告の認定について」でございます。

111 ページをお開きください。

ポイントを絞って御報告申し上げたいと存じます。

まず、総括としまして、令和 2 年度は、保険者の共同体としての責務を果たすため、基幹業務である審査支払業務はもとより保険者努力支援制度に基づく保険者支援に取り組むなど、事業計画に基づき次のとおり事業を実施したところでございます。

まず、審査支払関係でございます。

①全国の国保連合会で診療報酬等の審査基準を統一化するため、全国共通のコンピュータチェックを国保総合システムに設定するとともに、チェック項目の精査を行うことにより事務共助の効率化を図ったところでございます。

次に保険者支援の関係でございます。

①国保データベース（KDB）システム及び新医療費分析システムを活用し、保健事業の実施及び評価方法や重症化予防の保健事業の進め方についてのブロック別保険者説明会を開催しました。

また、保険者の実情に応じた保健事業計画の策定や実施を支援するため、医療・健診データをもとに生活習慣病の課題を分析のうえ 18 の保険者に保健師を派遣し、予防・健康管理の推進について保険者と共に検討を行いました。さらに、保険者のデータヘルス計画の策定支援や実施事業の評価などを行うため、「保健事業支援・評価委員会」により 35 の保険者等に指導・助言を行いました。

112 ページをお開きください。

③令和 2 年度から順次市町村が取り組むこととされている、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、国保・保健・福祉・介護の担当者が連携を図りながら効率的・効果的な事業の推進をするためのセミナーを開催いたしました。

⑥保険税の収納率向上を図るため、保険者の徴税吏員を対象に、滞納整理の必要性や徴税吏員としての心構え、収納に関する指導・助言、保険者の事例発表などを取り入れた研修会を実施いたしました。

⑪介護給付費の適正化について、保険者の担当者が本会の提供する情報を活用し、効率的な点検事務を遂行できるよう 6 保険者を訪問し説明を行いました。

113 ページをご覧ください。

新型コロナウイルスに関する事業についてでございます。

②鹿児島県が新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業を実施するにあたり、医療従事者や介護・障害福祉サービスの従事者に対する慰労金、医療機関・薬局、介護・障害福祉サービス事業所の感染拡大防止等に対する支援金について、申請受付及び支払いを実施いたしました。

③住民が住所地以外（含県外）の実施機関で、ワクチン接種を受けた場合の費用の請求・支払事務を実施することとされたことから、令和3年度の実施に向けて、令和2年度はシステムをはじめとする実施体制の準備を行ったところでございます。

次に、その他の事業についてでございます。

①本会職員が本会の現状と課題を認識のうえ、10年後の将来像である「情勢・環境の変化に柔軟に対応し、社会保障に係る保険者等業務（医療・保健・介護・福祉）を総合的に支援するとともに、職員一人ひとりが自ら考え、課題解決に向けた具体的提案ができる活力ある組織」を目指すため、今年度から令和5年度までの3年間の中期経営計画を策定したところでございます。

②県内の社保を含む、各医療保険加入者の健康づくりの推進にあたり、保険者間の問題意識の共有等を図ることを目的に設立した保険者協議会、この協議会の事務局を県と共同で担い、県内医療保険者の医療費・特定健診データの分析結果報告書をまとめ、構成団体等へ報告したところでございます。

また、特定健診・長寿健診の受診率向上について協議を行い、啓発の一環として令和3年度の県民向けテレビ広報等の準備を行いました。このCMが現在民放4社で放送されているものでございます。また、ポスターも各医療保険者に送付しております。

次の114ページ以降につきましては、これまで御説明申し上げた事業を含めた実施事業を掲載してございます。

148ページをお開きください。

9 予算の適正な編成及び執行につきまして、予算編成にあたっては、実績をもとに事業の評価を行い、新規事業の実施、事業の見直し、手数料等の精査を行い反映させたところでございます。

また、予算執行においては、一般競争入札を実施したこと、全国の国保連合会で調達する必要がある案件については、国保中央会による一括調達を実施したこと、事務の見直しにより時間外勤務の縮減など経費削減に努めました。

なお、適正な予算執行等を確認するため、内部監査員による内部監査及び公認会計士による期中・期末監査を実施いたしました。

予算執行の状況としまして一部表にお示ししておりますが、一般競争入札につきましては、右の主な内容にあるとおり、印刷物が見込みより下がっております。

次に下から2つ目、平成30年10月から国保中央会と全国の国保連合会においてテレビ会議システムを導入しておりますが、令和2年度は意思決定が

必要な会議体についても、テレビ会議システムを活用いたしました。

次の表、時間外勤務の状況でございますが、令和2年度は介護保険や障害者総合支援の取扱件数の増加等に伴う職員配置の見直し、保険者等の関係団体からの問い合わせを減らすための取組、審査事務共助の見直しなどにより、時間外手当の削減が図られたところでございます。

その他、資料には掲載しておりませんが、本会は法人税法上の課税団体となっており、国税庁が定めた実費弁償方式の判定で決算結果が黒字となった場合は、その黒字部分を保険者に返還することにより非課税扱いになるところです。

なお、令和2年度につきましては、決算結果が赤字となりましたので、今年度、令和3年度は保険者に対する手数料の返還は無いことをお伝えいたします。

149 ページをご覧ください。

10 令和2年度の決算額一覧でございます。

表の一番下をご覧くださいまして、各会計の合計の歳入は、6,560億1,915万3,388円、歳出は、6,559億8,698万6,192円で、歳入歳出ともに対前年比は2.2%の増でございます。

令和元年度との比較における大きな差について申し上げますと、一般会計におきましては、新型コロナウイルス緊急包括支援事業として慰労金・支援金を県から受け入れ、医療機関や介護・障害福祉サービス事業所に支払ったものが約161億円、毎年度3億円台で推移してございましたので、大幅に増加している状況でございます。

(議案第24号 令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定について)

事務局：

令和2年度歳入歳出決算につきましては、A3版横の総括表で説明させていただきます。

A3横の右上に3分の1ページと記載の、令和2年度各会計歳入歳出決算総括表でございます。

議案第24号から議案第30号まで、令和2年度の各会計歳入歳出決算を定めるものでございます。

議案第24号は、一般会計で、本会の会務運営及び保健事業、広報共同事業等の充実を図るための各種事業並びに研修会を行う会計でございます。

収入済額164億2,804万5千円、支出済額164億1,006万5千円で、歳入歳出差引残額は、1,797万9,969円でございます。

(議案第25号 令和2年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について)

事務局：

議案第 25 号は、診療報酬審査支払特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、保険者事務共同電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。

収入済額は、10 億 3,313 万 2 千円、支出済額は 10 億 3,259 万 7 千円、歳入歳出差引残額、53 万 5,231 円でございます。

(議案第 26 号 令和 2 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について)

事務局：

議案第 26 号は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。

収入済額 8 億 567 万 3 千円、支出済額 8 億 563 万 2 千円で、歳入歳出差引残額 4 万 1,611 円でございます。

(議案第 28 号 令和 2 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について)

事務局：

議案第 28 号は、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定で、特定健康診査・特定保健指導等に関する事業を行う会計でございます。

収入済額 9,120 万 2 千円、支出済額 9,033 万 2 千円で歳入歳出差引残額 87 万 134 円でございます。

(議案第 29 号 令和 2 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について)

事務局：

議案第 29 号は、介護保険事業関係業務特別会計業務勘定で、介護給付費審査支払業務、審査委員会の運営及び介護サービス苦情処理業務を行う会計でございます。

収入済額 3 億 3,486 万 9 千円で、支出済額 3 億 2,628 万 1 千円で、歳入歳出差引残額 858 万 7,794 円でございます。

(議案第 30 号 令和 2 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について)

事務局：

議案第 30 号は、障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定で、障害介護給付費等の審査支払業務を行う会計でございます。

収入済額 9,478 万 8 千円で、支出済額 9,266 万 2 千円で、歳入歳出差引残額 212 万 5,291 円でございます。

収入済額合計 187 億 8,770 万 9 千円、支出済額合計 187 億 5,756 万 9 千円

で、歳入歳出差引残額合計 3,014 万 30 円は、全額翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

主な収入及び予算額と収入額の差異の主な理由を、主な支出及び予算額と支出額の差異の主な理由をそれぞれお示ししております。

(支払勘定)

1 枚おめくりいただきまして、3 分の 2 ページでございます。

次の決算総括表は、支払勘定でございます。

議案第 25 号から議案第 30 号まで各種会計の支払勘定でございます。

これらの会計は、診療報酬、出産育児一時金等、抗体検査等費用、特定健康診査・特定保健指導等費用、介護給付費、障害介護給付費、障害児給付費について、保険者または公費実施主体である国・県及び市町村から受け入れた受入金の同額を、保険医療機関及び介護サービス事業者等へ支払いを行う会計でございます。

また、表の中央、議案第 27 号の第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計は、交通事故等の第三者行為に係る損害賠償金を保険会社等から受け入れ、同額を市町村等に交付するものでございます。

予算額、収入済額、支出済額、歳入歳出差引残額につきましてはお示しのとおりでございます。

また、各勘定の事業内容及び予算額と収入・支出の差異の理由につきましても、ここにお示しのとおりでございます。

支払勘定（通過勘定）の収入済額合計は、6,372 億 3,143 万 5 千円、支出済額合計は、6,372 億 2,940 万 9 千円でございます。

歳入歳出差引残額 202 万 7,166 円は、全額翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

1 段目の国民健康保険診療報酬支払勘定の歳入歳出差引残額は、翌年度に繰り越し国庫補助を返還するものでございます。

次に最後のページの A 4 版縦の資料でございます。

中ほどに円グラフ入りの資料をご覧いただきたいと存じます。

令和 2 年度決算（一般会計・特別会計業務勘定）の概要でございます。

診療報酬や介護報酬などを扱う各会計の支払勘定以外の数字を集めたもので、本会の事業運営費の 2 年度決算を取りまとめたものでございます。

決算総額から一般会計や各業務勘定の中でも、診療報酬以外に保険者等から医療機関等へそのまま支払うものを除きますと、実質の運営費とし 21 億 4,200 万円程でございます。その約 21 億円がどのように分布しているか内訳を表しております。

実質の運営費は、人件費、システム関連費、国保中央会負担金、事業費等がでございます。

円グラフで見えますと、歳入では、保険者からの負担金・手数料が約

82%を占めており、歳出では、人件費が33.2%、システム関連費が16%、中央会に支払う負担金が6.8%、残り約44%が事業に係る経費や減価償却のための支出等でございます。

次に一番下の○でございますが、新型コロナウイルス感染症などで受けた影響について、まとめております。

レセプトの件数に応じて徴収する手数料収入は、7,800万円の減額、当初予算比で4.37%ほどでございます。

収入においては、財政調整積立資産などを活用したこと、支出では、集合形式で行われていた会議・研修会等がWeb形式による開催に変更になったことに伴う旅費等、業務効率化による時間外勤務の削減や、医療機関等からレセプトをオンラインで受け付けるオンライン請求システムの機器更改について、予算編成後に各都道府県に設置のオンプレミスから全国で利用するクラウド型に変更となったことなどから、不用額が出たことなどで収入減に対応したところでございます。

また、お手元にA4版縦の右上に参考資料とあります財務諸表をお配りしてございます。

令和2年度収支計算書についてお示ししているものでございます。

各会計単式簿記での決算について説明をして参りましたが、厚生労働省の通知により参考資料として、複式簿記での収支計算書をお配りしております。また、最後のページには概略版をお示ししております。

(財産目録)

事務局：

続きまして、理事会議案にお戻りいただきまして、293ページをお開きください。

財産目録令和2年度決算で、令和3年3月31日現在におけるものでございます。

1. 現金の部は、0円でございます。

2. 預金の部は、普通預金総額で3,216万7,196円でございます。

内訳は、「ア」の「一般会計」から、「キ」の「障害者総合支援法関係業務等特別会計」までにお示しのとおりでございます。

3. 債券の部は、0円でございます。

4. 積立金の部は、総額で17億5,976万3,312円でございます。

普通預金が6,446万2,616円、定期預金が16億9,530万696円でございます。

これらの資産につきましては、大口定期で6か月～2年の期間で安全かつ効率的な資産運用を実施しております。

積立金の内訳といたしましては、「一般会計積立資産」から「障害者総合支援法ICT積立資産」まで、金額につきましては、ここにお示しの通りでございます。

財産目録合計額は17億9,193万508円でございます。
以上でございます。

【議長（豊留理事長）】

ここで、監事の監査結果をお願い申し上げます。

<監査報告>

【幹事（大崎町 東町長）】

皆さん、御苦労様です。大崎町町長の東でございます。

監査報告をさせていただきます。

それでは、理事会議案の295ページをお開きください。

結果報告書が次の297ページでございます。ご覧ください。御報告いたします。

鹿児島県国民健康保険団体連合会規約第28条第2項の規定に基づき、令和3年6月30日事務局において、令和2年度事業実施状況及び一般会計・特別会計各歳入歳出決算書について、それぞれの関係者から説明を聴取するとともに、財産台帳・各種関係帳簿・証拠書類を照合するなどして、事務の執行状況について監査を行った。その際、監査法人による監査報告も受けた。その結果を下記のとおり報告する。

なお、監事である保険者の国保担当主管課長の2名による予備監査も、令和3年6月23日事務局において行っている。

記

1 令和2年度の事業は、概ね当初の事業計画どおり実施され、その目的を達していることを認めた。

2 預金通帳等の保管状況は厳正に行われ、一般会計及び特別会計歳入歳出決算については、財産台帳・関係帳簿・証拠書類と照合の結果、いずれも的確に処理され、良好に管理されていることを認めた。

以上で監査報告を終わります。

【議長（豊留理事長）】

どうもありがとうございました。

ただいまの事務局の説明と監事さんによる監査報告について、何か御質疑はございませんか。

御質疑がある場合は挙手にてお知らせのあと、マイクをオンにしてください。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 23 号から議案第 30 号は原案どおり決定することといたします。

監事の東町長さんありがとうございます。

東町長さんにおかれましては、ここで退席されます。

次に、議案第 31 号「財産の処分（令和 3 年度）について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

（議案第 31 号 財産の処分（令和 3 年度）について）

事務局：

理事会議案で説明させていただきます。

299 ページをお開きください。

議案第 31 号は、「財産の処分（令和 3 年度）について」承認を求めるものでございます。

表中の後期高齢者医療財政調整基金積立資産から、障害者総合支援法 I C T 積立資産は、お示しの処分額を、令和 2 年度に積み立てた積立資産を洗い替えのため取り崩すものでございます。

下から 3 段目の一般会計減価償却引当資産 524,000 円、特定健康診査減価償却引当資産 223,000 円は、備考欄にお示しの固定資産取得のため取り崩すものでございます。

以上でございます。

【議長（豊留理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

御質疑がある場合は挙手にてお知らせのあと、マイクをオンにしてください。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 31 号はいずれも原案どおり決定することといたします。

次の議案第 32 号から議案第 38 号までは、令和 3 年度予算補正でありますので、一括して審議することにしたいと思いますが、差し支えございませんか。差し支えない場合は、挙手にてお知らせください。

（ 挙 手 ）

御異議が無いようですので、議案第 32 号「令和 3 年度一般会計歳入歳出予算補正について」から、議案第 38 号「令和 3 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について」までの 7 件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

(議案第 32 号 令和 3 年度一般会計歳入歳出予算補正について)

事務局：

令和 3 年度予算補正につきましては、A 3 版横の資料、総括表右上に 3 分の 3 ページと記載のあります令和 3 年度各会計歳入歳出予算補正総括表で説明させていただきます。

議案第 32 号から議案第 38 号は、令和 3 年度の各会計の予算補正についてでございます。

議案第 32 号は、一般会計でございます。

主旨でございますが、後期高齢者医療広域連合から新医療費分析システムを使用することに伴う負担金を受け入れるため。また、令和 2 年度国民健康保険団体連合会等補助金及び後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金において、交付額が実績額を超過したため返還金が生じたこと、及び資産管理運用規程に基づき必要な積立てを行うため、所要の補正をしようとするもので、予算補正額は、876 万千円の増額でございます。

(議案第 33 号 令和 3 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正 (2 回) について)

事務局：

議案第 33 号は、診療報酬審査支払特別会計 (第 2 回) 業務勘定でございます。

主旨でございますが、国庫補助金の消費税等に係る仕入控除額の確定に伴う返還及び市町村事務処理標準システムに係る取組の休止に伴い、県から受け入れることとしていた当該管理費の減額及び必要としていた人件費の科目変更等のため、所要の補正をしようとするもので、予算補正額は、2,106 万 6 千円の減額でございます。

同じく議案第 33 号の、支払勘定でございます。

主旨でございますが、繰越金が確定したこと及び令和 2 年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の実績額の確定に伴う返還に必要な額について所要の補正をしようとするもので、予算補正額は、202 万 7 千円の増額でございます。

(議案第 34 号 令和 3 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補

正について)

事務局：

議案第 34 号は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定でございます。

主旨でございますが、国庫補助金の消費税等に係る仕入控除額の確定に伴う返還及び財政調整基金積立資産を洗い替えのため受け入れ、資産管理運用規程に基づき必要な積立てを行うことから、所要の補正をしようとするもので、予算補正額は、1 億 4,611 万 5 千円の増額でございます。

(議案第 35 号 令和 3 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算補正について)

事務局：

議案第 35 号は、第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計でございます。

主旨でございますが、損害保険会社等からの介護給付費に係る賠償金が増加したことにより、市町村への支出金に不足が生じることから、所要の補正をしようとするもので、予算補正額は、650 万円の増額でございます。

(議案第 36 号 令和 3 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について)

事務局：

議案第 36 号は、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定でございます。

主旨でございますが、財政調整基金積立資産等の洗い替え、特定健診請求関連帳票を電子帳票によるデータ送信とするためのシステム改修、繰越金の確定に伴う資産管理運用規程に基づく積立て及び令和 2 年度国民健康保険団体連合会等補助金の実績額確定に伴う返還等に必要な額について、所要の補正をしようとするもので、予算補正額は、1,369 万 2 千円の増額でございます。

(議案第 37 号 令和 3 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について)

事務局：

議案第 37 号は、介護保険事業関係業務特別会計業務勘定でございます。

主旨でございますが、第三者行為求償事務の収納実績の伸びに伴い手数料の増額が見込まれること、ICT 積立資産等の洗い替え、繰越金の確定に伴う資産管理運用規程に基づく必要な積立て及び消費税確定に伴う納税額の不足額等について、所要の補正をしようとするもので、予算補正額は、2,701 万 1 千円でございます。

(議案第 38 号 令和 3 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について)

事務局：

議案第38号は、障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定でございます。

主旨でございますが、ICT積立資産の洗い替え、繰越金の確定に伴う資産管理運用規程に基づく必要な積立て及び消費税確定に伴う納税額の不足額等について、所要の補正をしようとするもので、予算補正額は、1,012万5千円の増額でございます。

以上でございます。

【議長（豊留理事長）】

ただいまの議案第 32 号から議案第 38 号までの説明について何か、御質疑はございませんか。

御質疑がある場合は挙手にてお知らせのあと、マイクをオンにしてください。

(な し)

御質疑が無いようですのでいずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 32 号から議案第 38 号は、原案どおり決定することといたします。

次に、議案第 39 号「役員の改選について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

(議案第 39 号 役員の改選について)

事務局：

A 4 横の理事会議案にお戻りいただきまして 345 ページをお開きください。

議案第 39 号は、役員の改選についてでございます。

理事の定数は 12 人でございます。

任期は令和 3 年第 2 回通常総会終結のときから、令和 5 年第 2 回通常総会終結のときまででございます。

理事の選任につきましては、市長会から 5 人、町村会から 5 人、国保組合からお一人の計 11 人の推薦をいただき、会員外からのお一人を加えまして、ここにお示しの 12 人の方々を理事として提案するものでございます。

次に監事でございます。

定数はお二人で、任期は理事と同様でございます。監事の選任につきましては、ここにお示しのお二人を提案するものでございます。

346 ページには参考として、現役員と新役員を掲載しております。

よろしく願いいたします。

以上でございます。

【議長（豊留理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。御質疑がある場合は挙手にてお知らせのあと、マイクをオンにしてください。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 39 号は原案どおり決定することといたします。

以上で本日予定されました理事会の議案について終了いたしました。

その他、何かございませんか。

（ な し ）

先日、国保中央会の総会に出席されました久木田常務理事より、何かございましたらお願いします。

(6) 前回の総会以降の主な出来事

久木田常務理事から次の項目について説明

- I 新型コロナウイルス感染症の影響及び対応状況等について
- II 審査支払機関改革について
- III 国保総合システムの次期更改費用の財政支援要請について

【議長（豊留理事長）】

今の説明に対して、質問などございましたらお願いします。

（ な し ）

無いようでございますので、以上を持ちまして、本日予定されました附議事項は全て終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

(7) 閉会のあいさつ

【川上事務局長】

本日は、理事の皆様方には、長時間にわたり御審議いただき誠にありがとうございました。

提案しました報告事項 10 件、役議案 4 件、議案 20 件全て御承認いただきました。重ねて御礼申し上げます。

今年度の事業につきましては、事業計画に沿って進めているところでございます。今後の情勢が変化していく中で、本会はどう対応すべきか、どのように変わっていくべきかを念頭に、役職員一体となって事業を進めてまいる所存でございますので、今後とも理事の皆様方の御理解・御指導を賜りますようよろしくお願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

【閉会】 午後 2 時 50 分